

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会(初心者講習会)を次のとおり実施しますので公示します。

令和6年5月1日

神奈川県公安委員会

## 1 初心者講習会

### (1) 実施日時及び実施場所

日	時	場	所	定員
令和6年6月20日(木)	受付 9時00分～9時15分 講習 9時15分～17時00分	小田原市荻窪350番地の1 神奈川県小田原合同庁舎 (2D、2E会議室)		50人

### (2) 講習対象者

神奈川県内に住所を有する者で、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

## 2 受講申込手続

### (1) 受付期間

令和6年5月1日(水)から同年6月10日(月)までの間

### (2) 受講の申込先

住所地を管轄する警察署の生活安全(第一)課

### (3) 提出書類

猟銃等講習会受講申込書(6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を受講申込書の所定位置に貼り付けたもの)1通

### (4) 受講手数料

6,900円

## 3 受講申込に関する注意事項

(1) 警察署における受講申込の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時までとなります。

(2) 受講申込書は、各警察署又は神奈川県警察のホームページ(トップページ→各種手続→営業関係→銃砲刀剣類関係→銃砲刀剣類様式)で入手できます。

(3) 受講手数料の納付は、手数料に相当する額の神奈川県収入証紙を受講申込書に貼り付けてください。

(4) 各警察署における受講の申込みを簡易書留による郵送及び代理人による申請に代えて行うことが可能ですので、希望する場合には、事前に下記の間合せ先に連絡してください。

(5) 申込後の日程変更はできません。

(6) 既納の受講手数料については、還付しません。

## 4 問い合わせ先

(1) 神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課(電話045-211-1212 内線3024)

(2) 神奈川県内の各警察署生活安全(第一)課

## 5 その他

講習終了後に修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して講習修了証明書を交付します。